

令和7年4月7日

保護者の皆様へ

愛知県立一宮西高等学校長

### 授業料及び高等学校等就学支援金制度について

愛知県立高等学校（全日制）では、現在授業料として月額9,900円、年額118,800円を納めていただいています。

ただし、「高等学校等就学支援金」（以下支援金という）を申請いただいた方で、所得等の要件を満たす場合は、国から交付された支援金を授業料に充当するため、授業料をお支払いいただく必要がなくなります。（※）

国のモデルケース（父・母・高校生1人・中学生1人）では、年収約910万円未満の家族が対象となり、全国の約8割の方が支援金の交付対象となっています。

この支援金につきましては、申請する意志の有無を確認するため、全員に手続をしていただく必要があります。

県立高校ではオンライン申請を導入しており、紙の申請書等の提出は不要なため、申請書の記入や添付書類の取得等の負担が軽減されます。入学時の支援金の申請は、原則としてオンライン申請により実施していただきますようお願いいたします。

手続等については2ページ目の「令和7年度（2025年度）就学支援金のお知らせ」をご確認ください。お問い合わせは事務室へお願いします。

#### （参考）支援金の対象となる世帯は？

- ・保護者（親権者）全員の「市町村民税の課税標準額×6%－調整控除の額（指定都市（名古屋市等）の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じる）※」の合算額が30万4,200円未満（目安：年収約910万円未満）の方

※ 市町村民税の課税標準額や調整控除の額については、課税された市町村にお問い合わせください。

#### ※高校無償化について

令和7年2月25日に行われた自由民主党、公明党、日本維新の会の3党合意を踏まえ、令和7年度分の支援金の支給について、収入要件を事実上撤廃する「いわゆる高校無償化」に向けて、現在文部科学省において新制度の準備を進めているところでございます。制度の詳細が分かり次第、別途ご連絡をさせていただきます。

担当 事務室

電話 0586-68-1191

## 令和7年度（2025年度）就学支援金のお知らせ

### □令和7年（2025年）4月～6月分の就学支援金の手続きについて

- オンライン申請により保護者の方のマイナンバー等の情報を登録してください。
- オンライン申請時、収入状況提出方法を選択する際に「個人番号を入力する」を選択することを推奨しています。  
(認定された場合、次回の更新手続きを簡便に行うことができます。)

収入状況提出方法	更新手続
・個人番号を入力する <b>推</b>	・就学支援金を継続して受給する意向等の確認のみ
①個人番号カードを使用して自己情報を提出する ②システム外で個人番号カードの写し等を提出する	上記に加えて、 ①マイナンバーカードを使用して所得情報の提出が毎回必要 ②市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が毎回必要

### □申請手続および提出書類 <期限：令和7年(2025年)4月16日>

- 別途配布する「オンライン申請マニュアル」を参照のうえ、オンライン申請を行ってください。
- ※ 入学式の日配付するID・パスワードが記載された「ログインID通知書」は3年間利用しますので、大切に保管してください。

### □マイナンバーや自己情報を利用せず申請する方

- 令和6年度の市町村民税・県民税課税証明書等で申請することもできます。課税証明書の発行手続の際に必要な書類をお渡ししますので、事務室までご連絡ください。なお、課税証明書で申請する場合、ご家庭の状況の変化の有無に関わらず、毎年6月頃に新しい年度の課税証明書等を提出していただく必要があります。
- ※ 生活保護法による生活扶助受給世帯の方は、生活保護受給証明書（親権者全員分）を提出してください。

## □今後の手続き

＜就学支援金の対象となった方＞

- 毎年6月頃に、ご家庭の状況に変更がないかなどを確認します。
- 収入状況提出方法で「個人番号を入力する」を選択して認定された場合は、簡単な確認手続きのみになります。
- その他の方法を選択して認定された場合は、マイナンバーカードを使用した所得情報の提出や市町村役場等で取得が必要な課税証明書の提出が必要です。

＜就学支援金の対象とならなかった方＞

- 今後、課税状況等の変化により支援金の受給を希望する方は、申請手続きが必要です。

## □注意事項

- 対象となった方も、対象とならなかった方も、ご家庭の状況の変化（離婚・死別、再婚等により保護者の変更があった場合や国外への転居等）があった場合は、手続きが必要となる可能性がありますので、通われる学校の事務室へ申し出るようにしてください。
- 収入の修正申告や税額の更正決定により、市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額に変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等を受け取った日の翌日から15日以内にその旨を申し出るようにしてください。（支援金の対象とならなかった方や受給を希望しなかった方が税更正等により支援金の支給要件を満たすこととなった場合、15日以内に申請した場合に限り、遡って支援金の支給が受けられます。15日を超えた場合は、遡って支給されませんのでご注意ください。）